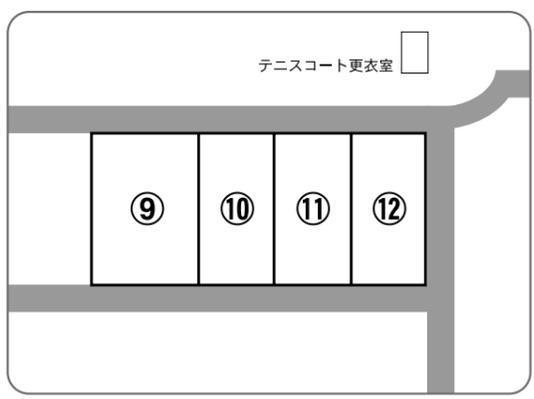
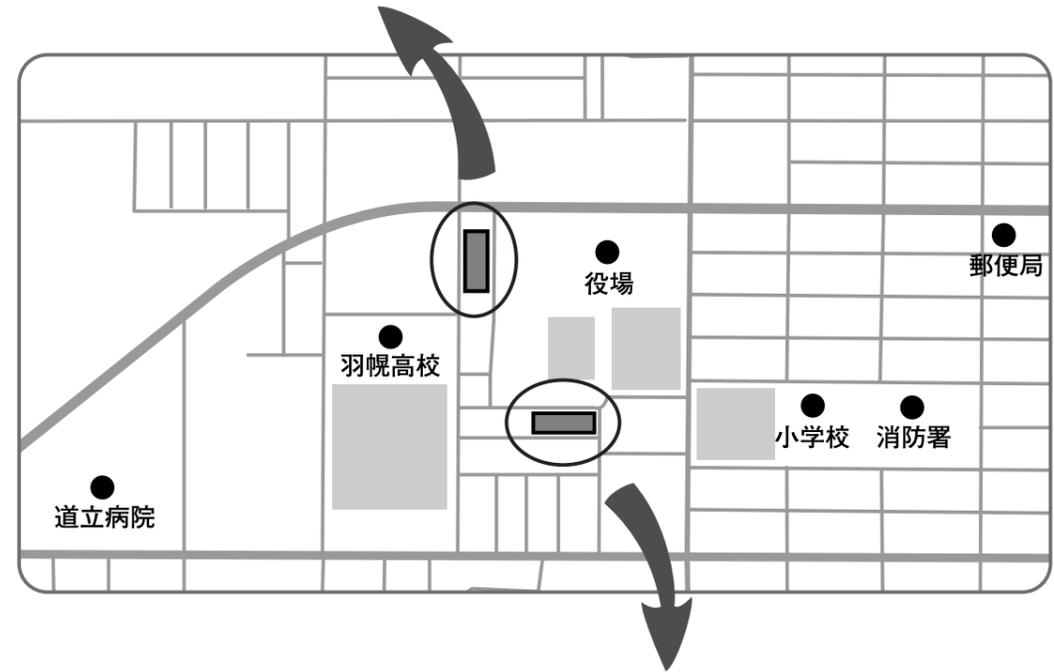
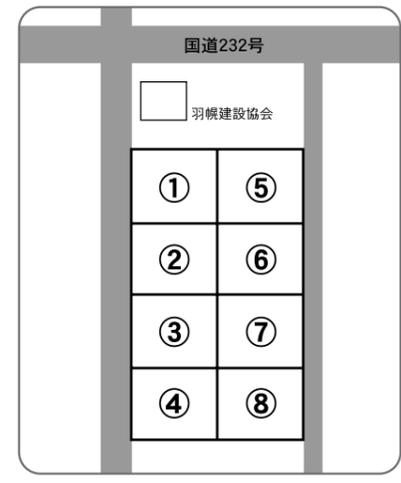


売り払う土地の位置と区画 【旧南町公営住宅跡地】



—町有地の売払い—  
住宅用地にご活用ください

町では住宅用地として次の場所を売り払いますので、購入を希望される方は売り払い条件にしたがってお申し込みください。

1 売り払う土地と価格

【旧南町公営住宅B団地跡】

区画	所在	面積：㎡	坪	価格：円
①	南町4番地7	295.72	89.6	2,901,000
②	南町4番地7	295.73	89.6	2,901,000
③	南町4番地7	295.72	89.6	2,901,000
④	南町4番地7	295.72	89.6	2,901,000
⑤	南町4番地7	296.25	89.7	2,532,000
⑥	南町4番地7	297.40	90.1	2,542,000
⑦	南町4番地7	298.53	90.4	2,552,000
⑧	南町4番地7	299.69	90.8	2,562,000

【旧南町公営住宅A団地跡】

区画	所在	面積：㎡	坪	価格：円
⑨	南町16番地3	581.73	176.2	5,007,000
⑩	南町16番地3	425.77	129.0	3,861,000
⑪	南町16番地3	464.34	140.7	4,211,000
⑫	南町16番地3	405.87	122.9	4,059,000

2 売り払いの条件及び方法

- 1 羽幌町民で平成23年11月30日までに住宅建設に着手できる方とします。
- 2 1区画に二人以上の申し込みがあった場合は抽選により購入予定者を決定します。
- 3 購入予定者が決定しましたら売買契約を行い、手付金として20万円を納めていただきます。
- 4 購入予定者が住宅建設のための建築確認申請または住宅資金の申し込みをした後、売払価格から手付金を差引いた残額を納めていただき土地の所有権を移転します。

3 申込方法

役場財務課へ申込用紙を提出してください。申込用紙は財務課に用意してあります。  
土地の状況や区画の境界など、事前の現地確認も随時受け付けます。

4 申込期限

平成20年11月14日（金）  
ただし、今回の売り払いで残区画が生じた場合は、期限後も随時申し込みを受け付けます。

5 お問い合わせ

羽幌町役場財務課財政係  
☎62-1211（内線254）

